

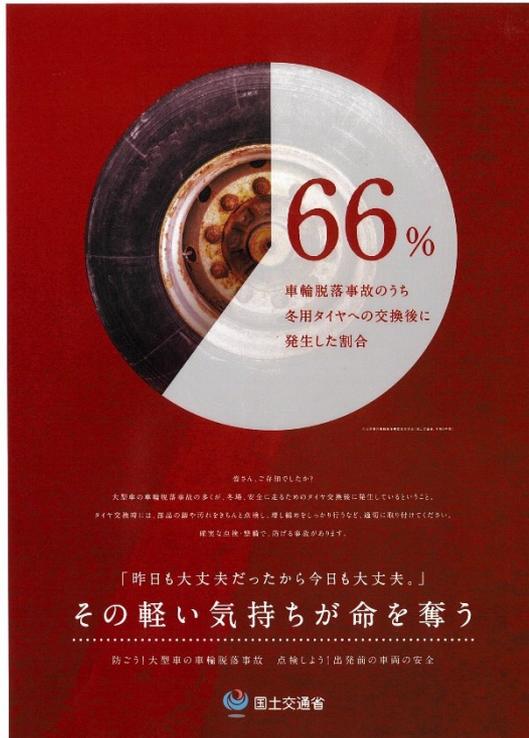
令和5年度 大型車の車輪脱落事故防止啓発活動

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

1. 国交省、自工会作成ポスターの配布

国交省、自工会作成ポスターを会員各社の流通網を用いて、タイヤ取扱店へ配布。

国交省作成ポスター



自工会作成ポスター



2. 独自啓発チラシの再周知

事故を防止する上で、特に重要と考えられること

- ・大型車使用者 ⇒ **タイヤ交換後の増し締め**
- ・タイヤ交換作業業者 ⇒ **適正作業** (清掃・点検、著しい錆や損傷があるものの交換、潤滑剤の塗布等)



啓発チラシを作成し、啓発。

- ・令和3年
大型使用者向け(増し締め)
- ・令和4年
タイヤ交換作業業者向け(適正作業)



夏用タイヤから冬用タイヤへの交換時期に
合わせ、ニュースリリースを発信し、**両チラシ**
の再周知及び啓発を実施。

展開先：タイヤ・ゴム関連プレス、タイヤ取扱店



JATMAニュース
THE JAPAN AUTOMOBILE TYRE MANUFACTURERS ASSOCIATION, INC.

No.1270
2023年10月2日

**大型車の車輪脱落事故防止について
一啓発チラシを活用した啓発活動**

国土交通省の発表によると令和4年度の大型車の車輪脱落事故件数は140件と前年度より17件増加となっており、多くの事故が発生しております。車輪脱落事故を防止するためには、タイヤ交換作業時の適正作業及びタイヤ交換後の増し締めの実施が重要です。当会では、適正作業や増し締めの実施を啓発するチラシを作成・展開するなど、啓発に努めております。夏用タイヤから冬用タイヤへの交換時期に当たり、本チラシを活用するなどし、車輪脱落事故の発生を防止しましょう。

大型車の車輪脱落事故防止対策啓発チラシ

タイヤ交換業者向け
「適正作業啓発チラシ」(2022年作成)



運送事業者及び大型車使用者向け
「増し締め啓発チラシ」(2021年作成)



本チラシは、右記QRコード及び下記URLよりダウンロードして使用いただけます。
[【https://www.jatma.or.jp/safety_technology/tyre_safety_news.html】](https://www.jatma.or.jp/safety_technology/tyre_safety_news.html)

本件に関するお問い合わせ先
 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 技術部：柴田、西堀
 電話：03-3435-9092 FAX：03-3435-9097

以上

3. 車輪脱落事故防止に関する情報ページの作成

当会ホームページに、
 国交省、自工会、全ト協、
 当会 などがそれぞれ作成
 した啓発ツールを必要な
 人が包括的に入手できる
ページを作成。



令和6年度は、当該ページ
 の認知度アップを更に図る。



The screenshot shows the JATMA website interface. The main navigation bar includes 'JATMAについて', '日本のタイヤ産業', '安全・技術・規格', '環境・リサイクル', 'タイヤとユーザー', '統計', and '刊行物'. The current page is 'Home > 安全・技術・規格 > 大型車車輪脱落事故防止に関する情報'. The left sidebar lists various categories under '安全・技術・規格', with '大型車車輪脱落事故防止に関する情報' selected. The main content area is titled '大型車車輪脱落事故防止に関する情報' and features an 'Index' section with the following items:

1. 国土交通省からの緊急対策の要請
2. 当会、官公庁、関係団体による啓発資料等
 - (1) タイヤ脱着作業管理表、日常点検表フォーマット
 - (2) 啓発動画
 - (3) 啓発チラシ、リーフレット
 - (4) 啓発ページ
3. 大型車ホイールの新・ISO方式化

The first item, '1. 国土交通省からの緊急対策の要請', is expanded to show the following text:

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していることを受け、国土交通省自動車局整備課長等から当会に対し、別紙「大型車の車輪脱落事故に係る令和5年度緊急対策の実施について」（令和5年9月29日付 国土整第122号の2等）の通知がございました。

令和4年度の事故発生件数は140件と依然として多く発生している状況であり、この事実は、重く受け止めなければなりません。

つきましては、タイヤ取扱店等においては、下記事項の確実な実施をお願い申し上げます。また、タイヤ販売会社等においては、取引のあるタイヤ取扱店等に対し、下記事項の確実な実施を周知頂く様、お願い申し上げます。

記

- インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にレンチ等を使用して必ず規定で締め付けること。
- ホイール・ナットの規定クでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。
 特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。